

国民健康保険被保険者証（保険証）の廃止について

国から示されたマイナンバーカードと健康保険証の一体化（マイナ保険証）の方針に基づき、令和 6 年 12 月 2 日に従来の健康保険証は廃止され、新規交付が終了します。既に発行している健康保険証については有効期限（孺恋村国民健康保険の場合は最長で令和 7 年 7 月 31 日）までは使用できます。再発行を含めて令和 6 年 12 月 2 日以降健康保険証は発行できなくなります。

注釈 満 70 歳、75 歳を迎えられる方の有効期限や、外国人で在留期限のある方の有効期限は令和 7 年 7 月 31 日より短い場合があります。

■ 保険証廃止後の予定

令和 6 年 12 月 2 日以降、マイナ保険証を保有していない方には、「資格確認書」を交付します。マイナ保険証をお持ちでなくても、「資格確認書」を病院等に提示することで、これまでどおり保険診療を受けることができます。

既に発行済みの国民健康保険被保険者証をお持ちの場合、有効期限が切れる前に申請いただくことなく「資格確認書」を送付します。（※ 1）

「資格確認書」は当分の間、申請なしで保険者が交付する予定です。

■ マイナ保険証を保有している方には、「資格情報のお知らせ」を交付します。

マイナ保険証を保有している方には、ご自身の被保険者資格を簡易に把握できるように、新規資格取得時や 70 歳以上で負担割合の変更時等に「資格情報のお知らせ」を交付します。

マイナ保険証を医療機関で利用できない場合、マイナ保険証と「資格情報のお知らせ」を併せて提示することで、保険診療を受けることができます。

既に発行済みの国民健康保険被保険者証をお持ちの場合、有効期限が切れる前に「資格情報のお知らせ」を送付します。

※ 1 令和 6 年 8 月 1 日発行の現行保険証の有効期限（令和 7 年 7 月 31 日）までは交付しません。ただし、新規加入時や世帯に変更等があった場合などを除く。

現行の保険証の有効期限が切れるタイミングで、マイナ保険証を持たない被保険者に一斉に交付します。（令和 7 年 7 月中）